※1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生	ランク」	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
活自立		1.交通機関などを利用して外出する
		2. 隣近所へなら外出する
準寝		屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
た		1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
きり		2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり		屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
		1.車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
		2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する
		1. 自分で寝返りをうつ
		2. 自力では寝返りもうたない

※2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

	1000円の100円の100円の100円の100円の100円の100円の100	•	
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項 及び提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活 は家庭内及び社会的にほぼ自立してい る。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障を来たすような症状・ 行動や意思疎通の困難さが多少見られ ても、誰かが注意していれば自立でき る。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは 困難な場合もあるので、日中の居宅サー ビスを利用することにより、在宅生活の 支援と症状の改善及び進行の阻止を図
II a	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、 金銭管理等それまでできたことにミス が目立つ等	3.
II b	家庭内でも上記∥の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等	
	日常生活に支障を来たすような症状・ 行動や意思疎通の困難さが見られ、介 護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意思 疎通の困難さがランク II より重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等によりる、物を拾い集 異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
III a	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	きない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集 める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげ	
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランク III と同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の住宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら住宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
М		せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の 精神症状や精神症状に起因する周辺症 状が継続する状態等	ランク I ~IVと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。